

東大阪市生活保護受給者に対するかかりつけ薬局制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）、生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年社発第727号厚生省社会局長通知）に基づいた保健衛生指導の一環として、生活保護受給者（以下「受給者」という。）のかかりつけ薬局を定め、薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康被害を未然に防止し、受給者の健康保護を行うことで医療扶助適正化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) かかりつけ薬局 法第49条の規定に基づき指定を受けた薬局のうち、受給者の届出により実施機関が登録したものを指す。
- (2) 実施機関 法第19条に規定する福祉事務所であり、東大阪市東・中・西福祉事務所を指す。

(対象者)

第3条 本要綱の対象者は、東大阪市の受給者で、医療扶助による調剤の給付を受ける者とする。

(かかりつけ薬局の登録方法)

第4条 実施機関は、受給者が選択した薬局を「かかりつけ薬局届出書」に記載させ、かかりつけ薬局として申請されたことを受け登録する。

2 実施機関は、受給者に対し「かかりつけ薬局確認証」を発行する。

3 実施機関は、受給者がかかりつけ薬局の変更を希望する場合は、「かかりつけ薬局変更届出書」により申請を受け、十分に内容を確認し必要に応じて、「かかりつけ薬局確認証」の記載事項を変更する。

(受給者への指導)

第5条 実施機関は、受給者がかかりつけ薬局から調剤の給付を受け、その服薬指導等に従い受給者自ら健康管理に励むよう指導する。

(医療機関及びかかりつけ薬局との連携)

第6条 実施機関は、医療機関等やかかりつけ薬局と綿密に連携し、情報共有に努める。

(登録外の薬局を利用した場合の対応)

第7条 実施機関は、受給者がかかりつけ薬局に登録していない薬局を利用した場合、調剤の給付を一旦留保し、受給者より聞き取りを行う。

2 実施機関は、前項の聞き取り内容を勘案し、登録外の薬局の利用を認めた場合、調剤の給付を行う。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日より施行する。